

建設工事・業務委託に係る最低制限価格について

平成 25 年 6 月

燕市総務部管財課

建設工事における最低制限価格の算出方法を、中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルに準じて、下記の通り変更します。業務委託の最低制限価格に変更はありません。

1. 建設工事に係る最低制限価格

(1) 最低制限価格の算出方法

$$\text{最低制限価格 (税抜き)} = \text{(直接工事費} \times 9.5/10) + \text{(共通仮設費} \times 9/10) \\ + \text{(現場管理費} \times 8/10) + \text{(一般管理費} \times 5.5/10) \quad (\text{万円未満切り捨て})$$

※特別なものについては、上記の算出式にかかわらず、契約ごとに 10 分の 7 から 10 分の 9 までの範囲内の割合を予定価格に乗じて得た額とします。(万円未満切り捨て)

(2) 最低制限価格の設定範囲

予定価格の 10 分の 7 から 10 分の 9 までの範囲とします。

(3) 最低制限価格を設定する対象工事

競争入札により契約を締結するすべての建設工事（機器等の点検整備、舗装以外の修繕工事は除く。）において設定します。

2. 最低制限価格の周知

最低制限価格を設定したときは、公告又は指名通知において最低制限価格が設定されていることを記載します。

3. 最低制限価格の公表について

最低制限価格は入札執行後、落札者が決定した場合に公表します。

4. 適用開始

平成 25 年 6 月 17 日以降に公告又は指名通知を行う入札から適用します。